丸岡城城山整備基本計画策定業務　仕様書

第１条　業務名

丸岡城城山整備基本計画策定業務

第２条　業務の目的

本業務は丸岡城跡について、坂井市が策定した上位計画及び関連計画との整合性を図りながら、丸岡城跡の文化財的価値を保全しつつ、人々が集まる歴史公園・都市公園として環境を整備することを目的とした『丸岡城城山整備基本計画』の策定を支援する。

第３条　適用

本業務は、本仕様書及び『丸岡城城山整備基本計画策定委員会』（以下、『委員会』という）の指導によるほか、以下の資料を参考に実施し、文化庁が示す指針等に沿った計画となるように行うこと。

（１）『史跡等整備のてびき』平成１７年６月文化庁文化財部記念物課監修
（２）『石垣整備のてびき』平成２７年１月文化庁文化財部記念物課監修
（３）『記念物・文化的景観マネジメント支援事業　史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』平成２６年３月文化庁文化財部記念物課

第４条　与条件

本業務で策定する計画が、整合性を考慮すべき既存の計画は、以下のとおりとする。

（１）『坂井市文化財保存活用地域計画』
（２）『坂井市歴史的風致維持向上計画』
（３）『重要文化財丸岡城天守保存活用計画』（案）
（４）『坂井市立地適正化計画』
（５）『坂井市景観計画』
（６）『丸岡城周辺整備基本計画』
（７）その他坂井市が策定した計画

第５条　業務範囲

本業務の対象範囲は福井県坂井市丸岡町霞町１丁目地係（別図に示す範囲）とする。

第６条　履行期間

丸岡城跡城山整備基本構想	契約日の翌日から令和７年３月３１日
丸岡城跡城山整備基本計画	令和７年４月１日から令和９年３月１日

第７条　業務の内容

受注者は、発注者の指示を受けて以下の業務を支援する。

①基本構想の作成

②基本計画の作成

③委員会の開催支援

④意向等把握調査の支援

第８条　中立性保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を堅持するよう努めなければならない。

第９条　守秘義務

（１）受注者は、坂井市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

（２）受注者は、本業務を通じて知り得た情報について、その一切を第三者に漏らしてはならない。これは契約期間の満了後においても同様とする。

（３）受注者の責めにより情報が漏洩した場合、発生した全ての損害に対し、受注者は賠償の責任を負うものとする。

第１０条　技術者の配置

本業務の実施にあたっては、業務の意図及び目的を十分理解したうえで、以下の条件を満たした主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置する。

（１）主任技術者は受注者の正社員で、過去５年以内に国指定史跡の保存整備・活用に関する計画・設計・施工監理等の業務において、主任技術者として従事した経験を有すること。

（２）照査技術者は受注者の正社員で、過去５年以内に国指定史跡の保存整備・活用に関する計画・設計・施工管理等の業務に従事した経験があること。

（３）担当技術者は受注者の正社員で、学芸員の資格を有し、埋蔵文化財調査の業務に従事した経験があること。

上記のほか、特に近世城郭の整備に関する業務に従事した実績があることが望ましい。

第１１条　基本構想の作成

基本構想の作成に係る業務は以下のとおりとする。

（１）計画条件の整理

丸岡城跡整備計画の策定に必要な資料を収集し、整理する。

収集する資料は、関係法令、関連計画等を含む。

（２）現状把握

既存地形測量図、国土基本図、その他既存資料を用いて現状把握を行う。
把握する現状は、地形のほか、歴史的環境、自然的環境、社会的環境とする。

（３）関係各所意見聴取
関係各課、指定管理者、その他関係団体から意見聴取を行う。

（４）課題整理
（３）までの作業を踏まえて現状の課題を整理する。

（５）類例調査及び検討
（４）までの作業を踏まえて、既整備事例を３～５例程度収集する。

（６）基本理念及びコンセプトの検討
（５）までの作業を踏まえて、基本理念及びコンセプト案を検討する。

（７）関係法令、関連計画との整合性検討
（６）で検討した基本理念及びコンセプトと関係法令、関連計画との整合性を検討する。

（８）基本構想（案）の作成
（７）までの作業を踏まえて、基本構想（案）を作成する。
基本構想（案）は委員会において委員の意見を聴取する。

（９）基本構想の編集
委員会での意見聴取を踏まえて、基本構想を編集する。

第１２条　基本計画の作成

基本計画の作成に係る業務は以下のとおりとする。

（１）関係資料の収集及び整理
基本計画（案）作成に必要な関係資料、既存の調査成果等を収集して整理する。

（２）全体地区区分の検討
基本構想に基づいて、計画区域の地区区分（ゾーニング）計画を検討する。

（３）基本計画（案）で整理する個別計画（案）の作成
（２）までの作業を踏まえて、基本計画（案）で整理する個別計画（案）を作成する。
策定する個別計画（案）は以下のとおりとする。

①遺構の保存に関する計画
②歴史的建造物等、庭園、石垣等の修復に関する計画
③地形造成に関する計画
④遺構の表現に関する計画
⑤案内・解説施設に関する計画
⑥修景に関する計画
⑦管理施設及び便益施設に関する計画
⑧公開・活用及びそのための施設に関する計画

⑨地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画
⑩整備事業に必要となる調査等に関する計画
⑪整備後の公開・活用に関する計画
⑫整備後の管理・運営に関する計画

（４）パース図（案）の作成
整備後のパース図（案）、完成予想図（案）等を作成する。

（５）全体スケジュール（短期・中期・長期）（案）の作成
基本計画（案）の実施に向けた全体スケジュール（案）を作成する。

（６）概算事業費（仮）の作成
基本計画（案）の実施に必要な概算事業費（仮）を作成する。

（７）基本計画（案）の作成
（６）までの作業を踏まえて基本計画（案）としてまとめる。
基本計画（案）は委員会において委員の意見を聴取する。

（８）基本計画の編集
委員会の意見聴取を踏まえて、基本計画を編集する。

第１３条　委員会の開催支援

委員会の開催支援業務として、以下の業務を行う。

（１）会議資料作成支援
委員会で提示する資料作成を支援する。

（２）会議録作成支援
委員会の会議に出席し、議事録の作成等を支援する。

（３）打合せ協議
委員会の開催に必要な事務局との打合せ協議を実施する。

第１４条　意向等把握調査の支援

基本構想及び基本計画を策定するうえで、市民等のニーズを把握し、計画に反映させるためのワークショップ等の実施を支援する。なお、意向調査の種類、回数等は発注者との協議により決定することとし、必要十分な内容とすること。

第１５条　成果品

成果品は以下とおりとし、指定する期日までに教育委員会文化課まで提出する。

（１）丸岡城城山整備基本構想	１式
（２）丸岡城城山整備基本計画	１式
（３）議事録等の検討経過をまとめたもの	１式
（４）上記のほか発注者が特に必要と認めるもの	１式